

株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル

平成 28 年 2 月 8 日
日本経済団体連合会
全国株懇連合会
証券保管振替機構

剰余金の配当（以下「配当」という。）の支払いに係る現行実務は、会社提案の配当議案が株主総会で可決されることを前提に、関係者が株主総会決議前から配当金支払事務を開始することにより成り立っており、配当に関する株主提案が行われ、当該提案が株主総会で可決される場合には対応できない仕組みである（取締役会決議で配当をすることができる旨の定款規定がない場合に限る。）。

昨今の株主からの増配要求の高まり等を踏まえて、このような事態が発生した場合であっても、関係者が配当金支払事務を円滑に行うことが可能となるよう、日本経済団体連合会、全国株懇連合会及び証券保管振替機構（以下「機構」という。）は、振替株式の発行者（以下「発行者」という。）が株主から配当に関する提案を受領した場合の標準モデルを策定した。

なお、配当に関する株主提案を受領した発行者は、原則として本モデルに基づき対応することが望ましいものの、個社事情により本モデルとは異なる対応をすることも想定される。

内 容	備 考
<p>1. 配当金支払開始日の確定</p> <p>発行者は、株主から会社法第 303 条に基づき株主総会の目的として配当に関する請求を受けた場合には、以下の事項を踏まえて、配当金支払開始日を確定した上で、株主総会招集を決定する。</p> <p>(1) 配当金支払開始日の後ろ倒し</p> <p>配当に関する株主提案を受領した発行者は、会社法第 454 条に基づく株主総会の決議により支払う配当の配当金支払開始日を、株主総会の日の翌営業日から起算して 7 営業日後の日以降の日とする。この結果、配当金支払開始日が配当基準日から起算して 3 か月を超えるか否かによって、以下のとおり異なる対応となる。</p> <p>a. 配当金支払開始日が配当基準日から起算して 3 か月を超えない場合</p> <p>発行者は、配当議案の決議事項である「配当の効力発生日」として、株主総会の日の翌営業日から起算して 7 営業日後の日以降の日に設定する配当金支払開始日を定める。</p>	<p>※ 株主総会の決議に基づいて関係者が配当金支払事務を行うために必要な期間を確保する。</p>

内 容	備 考
<p>b. 配当金支払開始日が配当基準日から起算して3か月を超える場合 発行者は、配当議案において、「配当の効力発生日」として株主総会の日を設定し、それとは別に、「配当金支払開始日」を決議事項として定める。なお、配当金支払開始日は、株主総会后3週間以内の日を設定する。</p> <p>(2) 同一の配当基準日に係る配当金の取扱い 配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主総会において会社提案と株主提案の配当議案を対案として取り扱わず、株主が双方の議案に賛成することを制限しないときには、双方の議案に係る配当金支払開始日を同一日とする。</p> <p>(3) 配当金支払開始日に関する株主との調整</p>	<p>※ 会社法第124条第2項に、「基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使用することができる権利（基準日から3箇月以内に行使用するものに限る。）の内容を定めなければならない。」と規定されているところ、発行者が会社法第454条に基づく決議に際して、配当の効力発生日とは別に、配当金支払開始日を定めた配当議案を株主総会で決議すれば、配当金支払開始日を基準日から3か月を超える日に猶予することは問題なく、株主への遅延損害金の支払義務は発生しないとされている。</p> <p>※ 配当金支払開始日は、株主総会后、合理的な期間内に設定する必要があるとされている。なお、法定調書の提出期限が支払確定日（配当の効力発生日）から1か月以内とされていることから、関係者が源泉徴収事務を適切に行うことができるよう左記の取扱いとする。</p> <p>※ 発行者が同一の配当基準日に係る配当の支払いを複数回に分けて行った場合には、税額計算の端数処理を支払いの都度行うのではなく、総額に基づき行う必要があり、関係者の配当金支払事務において多大な負担が生じることから左記の取扱いとする。</p>

内 容	備 考
<p>配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主提案について、(1)及び(2)の対応が適用されるよう、配当議案を提案した株主と調整を行う。</p> <p>2. 機構に対する配当に関する株主提案を受領した旨等の通知</p> <p>(1) 株主総会の招集決定後の通知 配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主総会の招集決定後に、機構に対して Target 保振サイトを通じて以下の事項を通知する。</p> <p>① 銘柄（銘柄コード） ② 発行者名 ③ 会社提案議案と株主提案議案を対案として取り扱うか否かの別 ④ 配当基準日 ⑤ 会社提案議案及び株主提案議案に係る配当の効力発生日 ⑥ 会社提案議案及び株主提案議案に係る配当金支払開始日</p> <p>(2) 株主総会後の通知 配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主総会の決議後にも、機構に対して Target 保振サイトを通じて配当議案の決議結果を通知する。</p> <p>① 銘柄（銘柄コード） ② 発行者名 ③ 会社提案議案又は株主提案議案のどちらが決議されたか ④ 配当基準日 ⑤ 決議された配当議案に係る配当の効力発生日 ⑥ 決議された配当議案に係る配当金支払開始日</p>	<p>※ 株主総会の決議結果如何にかかわらず、後続する配当金支払事務が円滑に行われることを可能とする。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知を受けた事項をその都度口座管理機関に対して Target 保振サイトを通じて通知する。</p>

以 上